

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

朝倉市長 林 裕二

市町村名 (市町村コード)	朝倉市 (40228)
地域名 (地域内農業集落名)	立石 (相窪、柿原、堤、来春、一木、頓田、古賀)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 4月 30日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・水があたる農地とあたらない農地があり、井堰の撤去の話が進んだ場合は、余計に水があたらなくなる。
- ・農道等が傷んでおり、地元での修繕が困難。
- ・機械が高額だが、4, 5反を1人で栽培する人が多く、面積要件による補助事業の活用ができない。
- ・地権者の中には自身の所有農地がどこかわからない、貸している相手もわからないという人もいる。
- ・小さい農地は入る道も狭い。川の水をもっと引き込めるようになれば借り手も増えると思う。
- ・揚水や排水が同じ水路になっているため、整備が必要。
- ・補助事業のために多く借りすぎてしまい、荒らしてしまっているところがある。
- ・大きい機械が入る農地は余っていない。
- ・宅地開発が進んでいる地区なので、農地は減っている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・地域で協議を重ねていき、地権者の意向と担い手の経営意向を踏まえた農地利用を行っていく。
- ・ほ場整備地を中心に普通作の栽培を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	163 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	101 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
ほ場整備地を中心に認定農業者等に集約化していく。 大規模に耕作している認定農業者等を中心に、農地利用を行う。
(2)農地中間管理機構の活用方針
現状特になし
(3)基盤整備事業への取組方針
現状特になし
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
現状特になし
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現状特になし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--